

新福岡県立美術館レストラン・カフェ・ミュージアムショップ区画運営事業者 選定公募要領

1 公募実施の目的・運営の基本的な考え方

福岡県では、大濠公園の南側に現在整備を進めている新福岡県立美術館において、美術館の魅力向上とともに、来館者にくつろぎと潤いを提供するレストラン・カフェ・ミュージアムショップの設置を予定しています。

本美術館は、単なる美術鑑賞の場にとどまらず、公園と一体となった美術館として景観を楽しめ、多くの人々の交流を促進する拠点を目指しています。そのため、飲食・物販施設においても美術館の理念を深く理解し、来館者のニーズに応じた柔軟な対応や、質の高いサービスの提供が可能な運営事業者を広く募集します。

本公募では、「レストラン」「カフェ」「ミュージアムショップ」を想定する各区画に対する個別応募に加え、複数の区画を一体的に運営する包括的な提案も受け付けます。美術館という特別な空間において、福岡県の新たな文化的魅力の発信に寄与する意欲的な提案を期待します。

出店にあたっては、本美術館が県民の貴重な財産である美術品を多数収集・保管・展示する施設であることを十分考慮し、安全性はもとより、美術品保護のための美術館環境の保全に細心の注意を払う必要があります。

本美術館では、温度、湿度、光等による劣化、虫やカビ、化学物質、事故、災害、盗難等から美術品をまもり、未来へ確実に伝えていかなければならない責務があります。このことは、職員のみならず、館内の事業者すべてにおいて協同で成し遂げられるものであることを十分認識し、運営事業者は、施設設備への十分な点検、管理を行い、安全確保及び環境整備に努めるものとします。

2 県の考える役割

新美術館では、レストラン・カフェ・ミュージアムショップ区画の役割として、以下を想定しています。

(1) 鑑賞体験の深化と余韻を味わう場

鑑賞後の来館者が、その余韻に浸りながら、個人またはグループで豊かなひとときを過ごし、自身の感性を整理できる休息の場となること。

(2) 公園と美術館とをつなぐ、開かれた憩いの場

美術館の利用者だけでなく、大濠公園周辺を訪れる人々が、気軽に立ち寄り、食事や喫茶、買い物を楽しむことで、日常の中に文化的な彩りを感じられる場となること。

(3) 九州・福岡県の文化芸術発信と交流の場

福岡県産食材を使用したメニューの提供や、地域の工芸品・オリジナルグッズの販売等を通じて、九州・福岡県の豊かな文化芸術の発展、新たな交流を誘発する場となること。

3 事業内容

(1) 件名

新福岡県立美術館レストラン・カフェ・ミュージアムショップ区画運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 契約の内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づく賃貸借契約とし、契約方法は借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく、定期建物賃貸借契約とします（以下「本契約」という。）。

(3) 対象物件

ア 所在地

福岡県福岡市中央区大濠1丁目1番1号(新福岡県立美術館内)

イ 対象区画の概要

区画	想定用途	設置場所	店舗面積
区画 A	レストラン	新美術館 1 階	281.81 m ²
区画 B	カフェ	新美術館 3 階	155.68 m ²
区画 C	ミュージアムショップ	新美術館 1 階	212.72 m ²

(4) 貸付期間

契約期間の始期から5年を超えない期間とし、貸付開始日は県と協議の上決定します。

※本県では、設備の減価償却の観点から5年以上の継続的な貸付を想定しているため、双方合意の上、再契約を可能とします。

(5) 貸付料

貸付料は、事業者の提案に基づき契約において定めます。

県においてあらかじめ下記のとおり定めた最低価額（㎡あたり）以上の金額を提案するものとします。

なお、下記提案限度額を下回る提案は失格（無効）となります。

貸付料（税抜）

区画 A (レストラン)	: 月額 1,693 円/㎡ 以上
区画 B (カフェ)	: 月額 1,041 円/㎡ 以上
区画 C (ミュージアムショップ)	: 月額 1,589 円/㎡ 以上

(6) その他の契約条件

本要領に附属する仕様書を確認してください。

4 参加資格

応募者（法人又は団体の応募に限るものとし、共同事業体を含む。以下同じ。）は、次に掲げる全ての条件を満たす者としします。

- (1) 「2 県の考える役割」に賛同し、その役割を担う意欲を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号）による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号の規定による暴力団員等の構成委員を、役員、代理人、支配人その他を含めて使用していないものであること。また、法人の役員または使用人が、暴力団等との関与があると認められないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (7) 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (8) 営業に必要な許可を有し、本事業においても必要な営業許可が受けられる見込みであること。
- (9) A～C 区画の全部または一部を一体的に運営するため、複数の法人が共同事業体（コンソーシアム）を結成して応募する場合は、代表となる法人を定め、構成員間での責任分担を明確にすること。

5 選定スケジュール（予定）

No.	内容	日程
1	募集要項の配布	令和8年8月7日 から 10月16日まで
2	質問書の受付期間	令和8年8月7日 から 8月28日まで
3	質問書の回答・公表	令和8年9月中旬
4	参加申込書（資格審査）の提出	令和8年10月16日
5	企画提案書の提出期間	令和8年10月16日 から 11月16日まで

6	プレゼンテーション（選定委員会）	令和 8 年 11 月下旬
7	契約候補者の通知・公表	令和 8 年 12 月上旬
8	基本合意書（覚書）の締結	令和 9 年 4 月上旬
9	店舗内装（C 工事）設計・協議	令和 9 年 5 月 から 令和 10 年 3 月まで
10	内装工事期間（C 工事）	令和 11 年 1 月 から 令和 11 年 9 月まで
11	什器搬入、プレオープン・定期 建物賃貸借契約の締結	令和 11 年 10 月 から 開館前日まで
12	営業開始（新美術館開館日）	令和 11 年度内

6 応募方法

(1) 参加申込書等の提出

本要項、仕様書を熟読のうえ、下記書類を各 1 部提出してください。

共同事業体で応募する場合は、代表者が構成員全員分の書類（No.2～10）を取りまとめて提出してください。

No.	内容	様式	原本提出
1	参加申込書	様式 1	
2	共同事業体協定書兼委任状（共同事業体の場合のみ）	様式 2	
3	事業者概要書（実績等の要旨を含む）	様式 3	
4	誓約書（暴力団排除等に関する事項を含む）	様式 4	○
5	課税・免税事業者届出書	様式 5	○
6	商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※提出日前 3 か月以内に発行されたもの	—	○
7	定款（最新のもの。FC 加盟者の場合は契約書の写し）	—	○
8	納税証明書（直近 2 年分の消費税及び地方消費税、並びに 福岡県税において未納がないことの証明）	—	○
9	営業に関する資格・免許等の写し （飲食店営業許可、食品衛生責任者、酒類販売業免許等）	—	
10	参考資料（企業パンフレット、既存店舗のメニュー写真、 ユニークメニュー等の実績が分かる資料）	—	

(2) 提出期限

令和 8 年 10 月 16 日（金）まで

(3) 提出方法

福岡県市町村・地域振興部 文化局 文化政策課 新県立美術館建設室へ電子メールで

全て PDF で提出してください。原本につきましては、プレゼンテーション時に提出してください。

7 質問書の提出及び回答

(1) 提出方法

質問書（様式 6）を市町村・地域振興部 文化局 文化政策課 新県立美術館建設室へ電子メールで送付してください。なお、電子メール以外で提出された質問については回答しません。

(2) 提出期限

令和 8 年 8 月 28 日（金）まで

(3) 回答

受け付けた質問に対する回答を集約し、令和 8 年 9 月中旬までに県ホームページにて公開します。

8 企画提案書等の提出

(1) 提案書等（下記 1～3 の書類をいう。以下同じ。）を提出してください。

No.	内容	様式
1	企画提案書（運営方針、内装・レイアウト計画、連携案等）	任意様式
2	実績一覧（直近 3 年間の店舗運営実績等） ※直近 3 か年の財務諸表を添付すること	様式 7
3	貸付料提案書（㎡単価を記載したもの）	様式 8

(2) 提出期限

令和 8 年 11 月 16 日（月）まで

(3) 提出方法および作成上の注意

市町村・地域振興部 文化局 文化政策課 新県立美術館建設室へ電子メールで提出してください。

提案書等につきましては、記載内容から応募者、提携事業者その他運営に係る関連事業者の企業名が判別できないようにしてください。

9 企画提案書等の内容、作成方法

次の事項について、レストラン・カフェ・ミュージアムショップを想定した区画ごとに、あるいは複数区画の一体的な運営案として提案内容をまとめてください。必要に応じて

イメージ図（パース等）を使用し、分かりやすく工夫してください。

審査は区画A、B、Cそれぞれについて行いますが、1者で複数区画に応募いただくことも可能です。また、各区画の用途については、本県が提示する想定（レストラン、カフェ、ショップ）を基本としつつも、複数区画を一体的に活用することで相乗効果が期待できる場合は、想定用途にとらわれない柔軟な配置や機能の提案も可能とします（例：A・C区画を一体的なレストランとし、B区画にカフェ・ショップ機能を配置するなど）。

(1) 企画提案書（任意様式）

以下の事項について、提案書に記載してください。

ア 運営方針・事業計画

（明確な方針・意欲的な計画、収支計画の妥当性、情報発信）

イ 運営体制・営業実績

（安定した組織体制、これまでの営業実績、事故防止）

ウ メニュー・商品・サービス

（魅力的なメニュー・商品・価格設定、支払方法、SDGs・D&I）

エ 内装レイアウト・イメージ

（コンセプトの考慮、再訪を促す空間、美術館と調和したレイアウト）

オ 独自性・創意工夫

（ブランド力・技術力・創意工夫、館と連携した独自商品・サービス、立地や眺望を活かした運営）

(2) 想定区画について

本要領において原則、区画A・B・Cについてはそれぞれ「レストラン」「カフェ」「ミュージアムショップ」として想定区画を提示していますが、使用用途の詳細については、運営事業者決定後、県と協議して決定することとします。

(3) 提案における遵守事項（必須条件）

ア B区画（カフェ）における飲食エリアの制限

新美術館の環境保全・作品保護の観点から、指定されたエリア外での飲食は禁止とします。飲食物の持ち出し（テイクアウト等）については、本県と協議を行うこととします。

イ C区画（ミュージアムショップ）における出版物等の受託販売

美術館が発行する出版物等については、本県の指示に基づき、適切な在庫管理のもと販売を行うこととし、詳細については本県と協議を行うこととします。

(4) 提案における推奨事項（加点点評価（区画 A・B・C 共通））

以下の項目について、事業者の積極的な提案を期待し、加点点評価の対象とします。

ア 美術館のユニークベニュー活用（MICE・結婚式等）時の特別メニュー・商品の提供等、イベントと連動した柔軟な運営体制を評価します。

イ メニュー・商品において福岡県産食材、県産酒、ワンヘルス認証農林水産物、伝統工芸品等の使用を盛り込んだ提案を評価します。

ウ 内装、什器、装飾等において、博多織や久留米絨、小石原焼などの伝統工芸品、または福岡県産材等を効果的に取り入れた空間演出の提案を評価します。

(5) 貸付料提案書（様式 8）

貸付料は、貸付料提案書の㎡単価に店舗面積を乗じて消費税及び地方消費税を加えた額とします。

その他の定めは、本要領に附属する仕様書を確認してください。

(6) その他の注意事項

ア 日本工業規格による A 4 判縦向き、横書き、10.5 ポイント以上、表紙を除き 20 ページ以内としてください。

イ 提案書は専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現にしてください。

ウ 評価の公平性を保つため、提案書には提案者を識別できる情報（社名、ロゴマーク、製品名等）を記載しないでください。

10 プレゼンテーション

企画提案書等の内容について、プレゼンテーションを実施します。日時と場所については別途連絡します。

(1) 出席者

4 人以下

(2) 内容・時間

提出した企画提案書等により、20 分以内で説明してください。イメージや動画等、企画提案書等の内容を補足するための資料であれば、追加して使用することは可能です。その後、質疑応答を 20 分程度実施する予定です。

なお、応募者、提携事業者その他運営に係る関連事業者の企業名が判別できないようにしてください。

(3) 備品等

使用する備品等は、すべて応募者にて用意してください。ただし、モニター及びHDMIケーブルは県が用意します。

11 選定の実施

(1) 事業者の選定方法

「新福岡県立美術館レストラン・カフェ・ミュージアムショップ運営事業者選定委員会」において、各区画について、企画提案書の内容を総合的に評価します。具体的には、下記「(2) 審査項目」について採点のうえ、合計点数が最も高い者を契約候補者として選定します。

(2) 審査項目

附属「審査基準」に基づき、企画提案書及びプレゼンテーションを審査し、各審査項目について得点を付与します。

(3) 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定終了後、応募者全員に対して通知します。また、県ホームページにおいて、結果を公表します。

なお、審査内容に関する質問や、審査結果に関する異議申立ては受け付けません。

12 契約手続等

契約候補者と交渉し、詳細な業務内容及び契約条件について県と協議・合意した上で覚書を締結したのち、建物賃貸借契約書を締結するものであり、提案された企画内容をそのまま実施するものではありません。

契約候補者が辞退した場合や営業に関する許可一式を営業開始日までに取得できない場合、その他の理由で契約できない場合は、次点以下の者と交渉を行い、定期建物賃貸借契約を締結します。事業者決定後、期日までに契約書を作成することとし、契約にあたっては、契約書を2通作成し、各自1通を保有します。

13 企画提案の無効に関する事項

応募者が次のいずれかに該当すると県が判断した場合は、無効又は失格とします。

- (1) 企画提案の参加要件を満たさない場合
- (2) 本募集要項を順守しない場合
- (3) 企画提案書等の提出書類の期限を遅延した場合
- (4) 企画提案書等の提出書類に虚偽や重要な誤脱があった場合
- (5) 企画提案書等の提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合

- (6) 最低貸付額未満の提案をした場合
- (7) プレゼンテーションを欠席した場合
- (8) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (9) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

14 その他

(1) 応募書類の取扱い

県に提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、県は、貸付事業者の選定の公表等必要な場合は、応募書類の内容を無償で利用できるものとします。

なお、提出された応募書類は、福岡県情報公開条例（平成13年3月30日福岡県条例第5号）における「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。

(2) 応募の取下げ

応募を辞退する場合には、辞退届（任意様式）を送付してください。

(3) 提案内容変更の禁止

提出期限以降、一旦提出された書類の内容を変更することはできません。

(4) 費用負担

申請に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。

(5) 関係法規の遵守

業務を遂行する上で、関連する法規について全て遵守しなければなりません。

(6) 事業者決定の中止、延期

不正な行為や災害その他やむを得ない理由がある場合には、審査の中止又は審査を延期することがあります。

(7) 資料提供

募集要項(添付書類含む)、各種様式及び参考資料、質問に対する回答書以外に、応募のために県から資料提供を行うことはありません。県が提供した情報及び独自に合法的に入手した情報のみで応募を行ってください。

県が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、検討の目的の範囲内であっても、県の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ又は内容を提示することを禁じます。ただし、公知となっている情報や第三者により合法的に入手できる情報はその対象ではありません。

15 参考資料一覧

(1) 参考資料1：平面図（関係区画抜粋）

(2) 参考資料2：内装基本デザイン

全体平面図（基本設計時点）はこちらをご確認ください。

https://2029.fukuoka-kenbi.jp/uploads/2024/06/bdd_202406.pdf

その他、基本計画・基本設計等の情報は特設サイト「新福岡県立美術館が大濠公園にできるまで」をご確認ください。 <https://2029.fukuoka-kenbi.jp/>

<以下の資料については、参加申込者を対象に配布します>

- (3) 参考資料 3 : 工事区分表
- (4) 参考資料 4 : 設備図面等
- (5) 参考資料 5 : C A Dデータ (d x f)

16 問い合わせ先

部 署 : 市町村・地域振興部 文化局 文化政策課 新県立美術館建設室

担当者 : 金武・村上

メール : shinkenbi@pref.fukuoka.lg.jp

電 話 : 092 -260 -6761